

臨時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年9月29日（火曜日）
午前10時

開催場所

東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
ビジョンセンター新宿
マインズタワー13F
1301A+B

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 取締役2名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に
対する業績連動型株式報酬
（パフォーマンス・シェア・
ユニット）制度導入の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式
の付与のための報酬決定の件

目次

■ 招集ご通知……………	1
■ 株主総会参考書類……………	6

シュッピン株式会社

証券コード 3179

証券コード 3179

2026年9月11日

(電子提供措置の開始日2026年9月7日)

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目14番11号

シュッピン株式会社

代表取締役社長 CEO 齋 藤 仁 志

臨時株主総会招集ご通知

拝啓

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.syuppin.co.jp/ir/soukai/>



(上記の当社ウェブサイトアクセスいただき、「臨時株主総会」欄にある「臨時株主総会招集ご通知」よりご確認ください。)

上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「シュッピン」又は「コード」に当社証券コード「3179」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上ご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)において賛否をご入力されるか、いずれかの方法により2026年9月28日(月曜日)午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年9月29日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
ビジョンセンター新宿マインズタワー13F 1301A+B
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 決議事項

- 第1号議案 取締役2名選任の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度導入の件
- 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

<議決権行使について>

- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ・ 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
 - ・ インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、最後に行使された内容を有効といたします。
 - ・ 議決権行使を代理人に委任する場合は、当社定款第16条の規定に基づき、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人とし、その方が、代理権を証明する書面（委任状等）を会場受付にご提出ください。
また、代理権を証明する方法として、委任者の記名押印のある委任状等に加え、以下のいずれかの書類をご提出いただくことが必要となります。
- ① 当社から委任者に送付した議決権行使書用紙
 - ② 委任者の印鑑登録証明書（委任状等には印鑑登録証明書の登録印の押印が必要です。）
 - ③ 委任者の運転免許証や各種健康保険証等、委任者の住所、氏名の確認ができる公的証明書類の写し

<電子提供措置について>

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。

<その他>

会場での配慮が必要な方は、準備の都合上、2026年9月21日（月曜日）午後5時までに下記担当部署までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

シュッピン株式会社 総務部

電話：03（3342）0088

メール：info@syuppin.com

以 上

議決権行使についてのご案内

■ 事前行使をしていただける場合

◎書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年9月28日（月曜日）午後5時到着分まで

◎インターネットによる議決権行使



インターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

行使期限

2026年9月28日（月曜日）午後5時入力完了分まで

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

スマートフォンでの議決権行使は、「QRコード行使」をご利用ください。

なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2026年9月29日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

インターネットによる議決権行使のご案内



QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 QRコード読み取り

議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 賛否の入力

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1 ウェブサイトへアクセス

上記の議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

2 ログイン・仮パスワード入力

議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」
を入力

「ログイン」を
クリック

3 賛否の入力

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役2名選任の件

当社は、2026年7月9日付で、当社の少数株主であるTAKUMI CAPITAL MANAGEMENT MASTER FUND LP（以下「提案株主」といいます。）より、社外取締役2名の選任を目的とする臨時株主総会の招集請求（以下「本株主提案」といいます。）を受領いたしました。

当社は今般、代表取締役の交代等を経て、監督と執行を明確に分離した新たな「モニタリング・ボード体制」へと経営体制を刷新いたしました。この新たな経営体制のもと、次期中期経営計画の具体化を進める中で、当社の事業変革を力強く推し進めるためには、当社の更なる成長戦略における「M&A戦略」の遂行や「グローバル展開」の加速が不可欠であり、現状の取締役会構成に留まらず、当該分野の高度な専門性を備えたプロフェッショナルを招聘することが極めて有効であるとの認識に至りました。

そこで当社は、本株主提案の受領後、取締役会の任意の諮問機関であり、構成員の過半数を独立社外取締役とし委員長を独立社外取締役が務める「指名報酬委員会」に対し、本株主提案に係る候補者西村裕二氏及び泉智之氏の2名について、当社の社外取締役としての適格性、及び当社取締役会における必要性の審議・検証を諮問いたしました。

同委員会においては、独自の社外取締役選定基準に基づき、当社の中期的な最優先経営課題を「事業戦略」と定義した上で、社外取締役に求めるマストスキルを「企業経営経験」「資本コスト経営」「M&A経験」「グローバル経験」と選定いたしました。現在の取締役会構成における充足度（グローバル経験・資本コスト経営：各1名、M&A経験：2名）を確認し、不足する知見を補う観点から、「グローバル経験」「M&A経験」「資本コスト経営」を、優先して補強すべき最重要マストスキルとして特定いたしました。

その上で、同委員会が両氏との面談等を通じてそれぞれの実績・経験・知見を客観的に評価した結果、両氏は当社の短期的な利益ではなく、中長期的な企業価値向上に強くコミットする姿勢を有しており、上記の最重要マストスキルを高度に充足しているため、両氏を取締役に迎えることは当社のガバナンス体制の更なる高度化と持続的な成長に極めて資するものであると判断し、取締役会へ推薦する旨の答申を行いました。

当社取締役会は、同委員会の答申を全面的に尊重し、両氏を「会社提案」の社外取締役候補者として臨時株主総会上に上程することを、2026年8月7日開催の取締役会において決議いたしました。また、この機関決定に伴い、提案株主との間で本株主提案（臨時株主総会の招集請求）を取り下げる旨の友好的な合意に至り、2026年8月10日までに本株主提案の正式な取下書を受領いたしました。これにより、本臨時株主総会におきましては、株主提案議案は上程されず、すべて会社提案議案として、社外取締役

2名の選任を株主の皆様にお諮りすることとなります。

本議案において、候補者2名が原案どおり選任され就任された場合、当社の取締役会は計7名（うち社外取締役6名、比率85.7%）の構成となり、監督と執行を明確に分離した「モニタリング・ボード体制」がより強固なものとして確立されます。

社外取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		氏 名	当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)
1	新任	にし むら ゆう じ 西 村 裕 二	株式会社プロフュージョン 代表取締役 株式会社ダイアート 代表取締役 株式会社エクスペリサス 社外取締役
2	新任	いずみ とも ゆき 泉 智 之	VIS Advisors, LP Founder and Portfolio Manager

再 任	再任取締役候補者	新任	新任取締役候補者
------------	----------	-----------	----------

候補者番号

1

にし むら
西 村

ゆう じ
裕 二

生年月日
1963年11月2日生

新 任



所有する当社の株式の数
11,900株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1986年4月 三菱レイヨン株式会社（現三菱ケミカル株式会社）入社
1990年3月 アンダーセン・コンサルティング株式会社（現アクセンチュア株式会社）入社
2014年2月 株式会社プロフュージョン 代表取締役（現任）
2013年8月 あすかコーポレートアドバイザー株式会社
取締役
2017年11月 株式会社ダイアート創業 代表取締役（現任）
2026年1月 当社 社外取締役
2026年5月 株式会社エクスペリサス 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

西村裕二氏は、アクセンチュア株式会社で経営コンサルタントとしてアジアパシフィック全域の統括本部長を務められた他、投資ファンドのマネジメントとしてその経営と投資判断に携わってこられました。キャリアの過程で、数多くの企業戦略の立案や事業構造改革を手掛け、資本市場における企業の発展を多数支援してきた、日本を代表する経営コンサルタントの実績を有しております。

同氏が有するグローバルスタンダードの事業運営と投資規律の考え方は、当社の取締役会に高度な専門的知見をもたらすものであり、指名報酬委員会においても、当社が優先補強すべき最重要マストスキルである「グローバル経験」及び「M&A経験」を充足する人材として高い評価を得ております。

同氏の有する知見を活かし、当社の更なる成長戦略（M&Aや海外展開等）の立案・実行に多大なる貢献をいただくとともに、経営陣から独立した客観的な立場から実効性の高い監督及び助言をいただくことで、当社のモニタリング・ボード体制をより強固に確立できるものと期待し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

いずみ とも
泉 智

ゆき
之

生年月日
1974年 1 月25日生

新 任



所有する当社の株式の数
- 株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997年 4 月 アンダーセン・コンサルティング株式会社（現アクセン
チュア株式会社）入社
2001年 4 月 株式会社ローランド・ベルガー入社
2004年 4 月 アクセンチュア株式会社入社
2008年 6 月 Equinox Partners, LLC入社
2014年 7 月 VIS Advisors, LP
Founder and Portfolio Manager（現任）
2026年 1 月 当社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

泉智之氏は、経営コンサルタントとして数多くの日本企業の変革をサポートしてきた経験を有するとともに、2014年に独立系運用会社であるVIS Advisors, LPを設立して以来、ポートフォリオマネージャーとして日本の上場企業に対して長期的な投資を実践してこられました。同氏は、多くの優れた上場企業を財務面、戦略面から多角的に分析・対話してきた経験に基づき、株主の利益を念頭に置いた「資本コスト経営」及び資本市場からより高く評価されるためのベストプラクティス等に関し、当社取締役会に対して有益な財務的・投資規律的助言を行うことができる類稀なる専門性を有しております。また、国際的な投資プロフェッショナルとしての活動実績を有し、当社が優先補強すべき「資本コスト経営」「グローバル経験」「M&A経験」の最重要マストスキルを充足しております。

特定大株主の関係者という立場を踏まえつつ、当社の中長期的な企業価値向上への強いコミットメントを有しており、執行側から完全に独立した立場から、当社の戦略遂行への適切な支援及び実効性の高い経営陣への監督・けん制機能を担っていただけるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 西村裕二氏及び泉智之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。なお、泉智之氏がFounder及び代表を務めるVIS Advisors, LPは、当社の少数株主である提案株主(TAKUMI CAPITAL)のインベストメント・マネージャーであり、2026年8月4日現在、同ファンドの保有分及び投資一任勘定を合計して当社株式1,983,792株(所有割合:約9.29%)を保有しておりますが、所有割合が10%未満であるため、当社の「主要株主」には該当いたしません。また、西村裕二氏及び同氏が代表を務める株式会社プロフュージョン等と当社との間には、金銭の支払いを伴う取引等を含め、特別の利害関係は一切ありません。
2. 西村裕二氏及び泉智之氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める「社外取締役候補者」であります。
3. 西村裕二氏及び泉智之氏は、株式会社東京証券取引所の定める「独立役員」の要件を満たしておりますが、2026年7月31日に開示した当社のコーポレートガバナンス報告書に掲載された当社独自の「社外取締役の独立性に関する基準」(以下、「当社独自の独立性基準」といいます。)に抵触しており、本臨時株主総会において両氏の選任が承認可決された場合であっても、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定はありません。もっとも、当社の指名報酬委員会及び取締役会においては、両氏の有する高度な専門性及び独立した客観的な監督機能等に鑑み、当社独自の独立性基準への抵触という外形的事実が存在するものの、実質的な独立性及び社外取締役としての高い適格性を十分に担保し得るものと判断しており、その具体的な評価理由は以下のとおりであります。
- ・ 西村裕二氏の適格性評価理由
同氏につきましては、当社の特定大株主の代表者である泉智之氏が代表を務めるVIS Advisors, LP(及び同社が運営等を行うファンド)に対して出資を行っていることから、当社独自の独立性基準の11.(当社又は一般株主と利益相反関係が生ずるおそれがあると合理的に判断される事情が存在すると認められる者)に該当いたします。しかしながら、同氏の有するグローバルな経営コンサルタントとしての豊富な経験、ならびに事業運営および投資規律に関する深い知見等を総合的に勘案した結果、一定の利益相反のおそれは認められるものの、経営陣から独立した客観的な立場で監督・助言機能を十分に果たし得る実質的な独立性および社外取締役としての適格性を有していると判断しております。
 - ・ 泉智之氏の適格性評価理由
同氏につきましては、当社独自の独立性基準の2.に定める「議決権所有割合の5%以上を名義上又は実質的に保有する株主(大株主)の役職員等」に該当するため、同基準形式上は満たしていません。しかしながら、同氏の有する高度な専門性や当社の中長期的な企業価値向上に対する強いコミットメント等を総合的に勘案した結果、特定大株主との関係者としての一定の利益相反のおそれは認められるものの、経営陣から独立した客観的な立場で監督機能を十分に果たし得る実質的な独立性および社外取締役としての適格性を有していると判断しております。
4. 泉智之氏は、特定大株主の関係者としての立場に鑑み、当社一般株主との間の実質的な利益相反を避けるため、当社社外取締役に選任され就任した場合であっても、当社の取締役としての役員報酬(金銭報酬及び株式報酬のすべてを含む)を一切受領せず、全額辞退することを当社に対し事前に誓約しております。
5. 泉智之氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の通り経営コンサルタントとしての豊富な実績、及び独立系運用会社(VIS Advisors, LP等)におけるFounder and Portfolio Managerとしての高度な実務経験・知見を有していることから、社外取締役としての職務を客観的な第三者視点から適切に遂行できると判断しております。
6. 当社は、社外取締役との間で、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令が定める限度額の範囲内で締結しており、西村裕二氏及び泉智之氏が原案どおり選任され就任された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、取締役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に関わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、西村裕二氏及び泉智之氏が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。
8. 西村裕二氏及び泉智之氏は、2026年1月22日開催の当社臨時株主総会において社外取締役に選任され、同年6月25日開催の当社定時株主総会終結の時まで在任しておりました。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役遠藤直仁氏は、本臨時株主総会終結の時をもって辞任により退任されます。つきましては、監査体制の継続性を確保するため、後任の監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本臨時株主総会において選任される監査役の任期は、当社定款第34条第2項の規定に基づき、退任される遠藤直仁氏の任期の満了すべき時（2028年6月開催予定の第23回定時株主総会終結の時）までとなります。また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

そ ぐ り よ う す け
十 河 遼 介

生年月日
1985年4月5日生

新 任



所有する当社の株式の数
一株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2013年12月 西村あさひ法律事務所入所
2016年4月 弁護士法人大江橋法律事務所入所
2020年11月 DLA Piper UK LLP (London)入所
2023年1月 弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー（現任）
2023年4月 株式会社チキズカン（現株式会社XLOCAL）
社外監査役

社外監査役候補者とした理由

十河遼介氏は、弁護士として西村あさひ法律事務所及び弁護士法人大江橋法律事務所において、長年にわたり主として国内外のファイナンス及びM&A・コーポレート業務に従事されてまいりました。また、米国ロースクールへの留学や英米系大手法律事務所であるDLA Piper（ロンドンオフィス）での勤務経験を通じて、国際法務やグローバルな取引に関する極めて高度な専門知識と豊富な実務実績を有しております。さらに、株式会社XLOCALで監査役に就任された経験があり、監査実務にも精通されております。

当社は、同氏がこれまでに培われたリーガル及びグローバル分野、並びにコーポレートガバナンスにおける卓抜した見識と経験を活かし、当社の業務執行の適法性・妥当性について、客観的かつ独立した立場から厳正な監査・監督を行っていただけるものと判断いたしました。特に、現在当社が推し進めるモニタリング・ボード体制のもとのコンプライアンス体制の更なる高度化、及び今後の成長戦略におけるM&A、グローバル展開に関し、法律の専門家としての視点から有益な助言と的確なチェック機能を担っていただけるものと期待し、社外監査役候補者としていたしました。

- (注) 1. 十河遼介氏は、新任の社外監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 同氏が原案どおり選任された場合、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定める「独立役員」として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を客観的な視点から適切に遂行できると判断しております。
5. 当社は、社外監査役との間で、会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を法令が定める限度額の範囲内で締結しており、同氏が原案どおり選任され就任された場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任及び当該責任の追及に関わる請求による損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、同氏が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約について同内容での更新を予定しております。なお、保険料は全額当社で負担しております。

（ご参考）臨時株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

本招集ご通知記載の候補者を原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

（男性 7 名 女性 3 名 （取締役のうち女性の比率 14.3%）

	取 締 役							監 査 役		
	齋藤	滝ヶ崎	信実	渡辺	白石	西村	泉	森園	横山	十河
	仁志	裕二	克哉	絢	卓也	裕二	智之	睦子	敬子	遼介
	男性	男性	男性	女性	男性	男性	男性	女性	女性	男性
企業経営経験	●	●	●		●	●	●		●	
グローバル経験			●			●	●			●
資本コスト経営			●				●			
財務会計税務		●	●				●	●	●	
M&A経験		●	●			●	●			●
DX推進					●					
ITセキュリティ	●			●	●					
Webマーケティング	●				●					
人事人材開発	●	●		●					●	
サステナビリティSDGs	●			●					●	
法務・リスクマネジメント				●					●	●
内部統制ガバナンス		●		●		●	●	●	●	●

第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度導入の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）の報酬につきましては、2022年6月23日開催の第17回定時株主総会において、中長期の業績に連動する株式報酬として事前交付型の「業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア）」の付与のための報酬枠をご承認いただき、今日に至っております。

今般、新たな「モニタリング・ボード体制」への移行に伴い、対象取締役に對して、経営計画の着実な遂行と持続的な企業価値の向上を図るインセンティブをより効果的に与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、これまでの事前交付型のパフォーマンス・シェアに代わり、事後交付による業績連動型株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット。以下「本制度」といいます。）を新たに導入することにつき、ご承認をお願いいたします。

また、本制度の移行にあたっては、当社のガバナンス体制をより確実なものとすることも目的としております。従来の事前交付型の株式報酬制度においては、割当時に株式を先行して発行・交付していたため、退任事由に応じた無償取得手続等において実務上の手続き負担が生じておりました。そのため、本制度においては、業績評価期間等の終了後に所定の条件を満たした場合にのみ株式を交付する「事後交付型」へと移行し、実務上の手続きの確実性を高めることといたします。あわせて、株式交付の手続きについても、従来のような金銭報酬債権の付与及び現物出資という手続きを経ずに、金銭の払込み等を要しないで当社普通株式を発行又は処分する方法を採用することといたします。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めておりますが、本議案をご承認いただいた場合には、本制度の内容に沿うよう当該方針を変更する予定です（変更後の決定方針の概要につきましては、本招集通知20頁をご参照ください）。本議案は、当該変更後の決定方針に沿うものであり、かつ、本制度により1事業年度当たりに交付される当社普通株式の最大数（30,000株）は当社の2026年8月4日現在の発行済株式総数（21,354,291株）に占める割合が約0.14%と希薄化の影響も軽微であることから、その内容は必要かつ合理的であり、相当であると判断しております。

本議案が承認可決された場合には、これまでのパフォーマンス・シェアに関する報酬枠を廃止し、以後の新たな付与は行わないことといたします。なお、これまでに付与済みのパフォーマンス・シェアに関して締結済みの割当契約等につきましては、現経営体制において新たに中期経営計画が策定された場合には、当該既存の契約を途中で終了し、当該新たな中期経営計画に対応した本制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）の付与契約を新たに締結して対応する予定であります。これにより、既存の対象期間と新たな対象期間が重複しないよう適切に運用いたします。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役4名）であり、本制度の対象となる取

締役（社外取締役を除く）は1名であります。本臨時株主総会における第1号議案「取締役2名選任の件」が原案どおり承認可決されましても、新たに選任されるのは社外取締役であるため、本制度の対象となる取締役の員数は1名から変更ありません。

2. 本制度の概要

本制度は、当社の中期経営計画等と整合する3事業年度の期間（以下「業績評価期間」といいます。）の業績目標達成度等に応じて算定される数の当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を、対象取締役による金銭の払込み等を要しないで、原則として業績評価期間終了後に発行又は処分することにより交付するとともに、当社株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭を支給する、事後交付による業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度です。

（1） 交付する当社株式の数および支給する金銭の額の算定方法

本制度では、役位等に応じて付与される基準ユニット数に、業績評価期間の初年度に設定した業績指標の目標達成度に応じた支給率を乗じて、各対象取締役に交付する当社株式の数および支給する金銭の額の基準となる「確定ユニット数」を算定します（1ユニット当たり1株とします）。具体的な業績指標（営業利益やTSR、ROIC/ROEなどの中長期的な企業価値を測るための指標を予定しております）およびその目標値等につきましては、独立社外取締役が委員長を務める「指名報酬委員会」における慎重な審議・答申を経て、取締役会において決定いたします。確定ユニット数のうち、原則として50%については、金銭の払込み等を要しないで当社株式を発行又は処分することにより交付し、残りの50%については、当社株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的として、当該ユニット数に株式交付時における当社普通株式の時価（各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における終値等を基礎とします）を乗じて得られた額の金銭を支給いたします。

（2） 交付上限ユニット数、無償発行による交付上限株式数および金銭の支給上限額

本制度に基づき、対象取締役に付与される確定ユニット数の合計の上限は、1事業年度当たり30,000ユニットといたします。これに基づき、金銭の払込み等を要しないで対象取締役に交付する当社株式の総数は、1事業年度当たり30,000株以内といたします。（※ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社株式の株式分割又は株式併合等が行われた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）また、対象取締役に納税資金充当目的等として支給する金銭の総額の上限は、1事業年度当たり60百万円以内といたします。

- (3) 本制度における当社株式の交付および金銭の支給の条件
原則として以下の要件を満たした場合に、業績評価期間終了後に事後交付および金銭の支給を行います。

① 地位（在籍）の継続要件

対象取締役が、業績評価期間中、継続して当社の取締役若しくは執行役員その他当社取締役会で定める地位にあったこと。

② 契約の締結要件

当社と対象取締役との間で、当社が定める内容を含むパフォーマンス・シェア・ユニット付与契約（以下「本付与契約」といいます。）を締結すること。

③ 死亡退任時又は組織再編等における特例取扱い

対象取締役が任期満了、死亡その他正当な理由により業績評価期間満了前に退任した場合、又は業績評価期間中に当社が消滅会社となる合併契約若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等において当社の株主総会による承認を要しない場合は、当社の取締役会）において承認された場合には、取締役会が予め定める基準に従い、合理的に算定される数の確定ユニット数に基づき、当社株式の交付に代えて、これに相当する金銭を支給することがあります。

④ マルス・クローバック条項

対象取締役について、業績評価期間中又は業績評価期間終了後（株式交付後を含みます。）において、重大な会計上の修正、当社への重大な損害の発生、法令若しくは社内規程違反等の一定の非違行為が生じたとき当社取締役会が認めた場合には、当社は、本制度に基づく株式の交付及び金銭の支給を受ける権利（ユニット）の全部若しくは一部を消滅（没収）させ、又はすでに交付された当社株式若しくは支給された金銭（これらに相当する金銭額を含みます。）の全部若しくは一部の返還を請求できるものといたします。

第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬につきましては、2018年6月26日開催の第13回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬枠をご承認いただき、今日に至っております。今般、新たな「モニタリング・ボード体制」への移行に伴い、独立した客観的な立場から実効性の高い監督機能を果たす社外取締役につきましても、株主の皆様との一層の価値共有を進め、中長期的な企業価値の向上に強くコミットする体制をより強固なものとすることを目的として、これまでの対象範囲を見直し、新たに社外取締役を含む当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いいたします。

また、本制度の導入にあたっては、第3号議案「取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度導入の件」と同様に、株式交付の手続きについて、従来のような金銭報酬債権の付与及び現物出資という手続きを経ずに、金銭の払込み等を要しないで当社普通株式を発行又は処分する方法を採用することといたします。

本議案が承認可決された場合には、これまでの譲渡制限付株式に関する報酬枠を廃止し、旧制度に基づく以後の新たな付与は行わないことといたします。なお、これまでに当社の取締役（社外取締役を除く。）との間で締結済みの譲渡制限付株式割当契約は引き続き有効として取り扱い、本議案が承認可決された後における今後の新たな割当契約については、対象取締役全員に対して本制度に基づき締結し、株式を付与してまいります。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めておりますが、本議案をご承認いただいた場合には、本制度の内容に沿うよう当該方針を変更する予定です（変更後の決定方針の概要につきましては、本招集通知20頁をご参照ください）。本議案は、当該変更後の決定方針に沿うものであり、本制度に基づき新たに交付する株式の総数は1事業年度当たり70,000株以内（うち社外取締役分は年35,000株以内）、その金銭的価値は年額140,000千円以内（うち社外取締役分は年70,000千円以内）を上限といたします。また、本制度の運用に際しては、現在有効である既存契約に基づき既に付与されている株式による報酬と実質的に合算して、当社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬の総枠が1事業年度当たり70,000株以内となるよう厳格に管理いたします。この最大数（70,000株）は当社の2026年8月4日現在の発行済株式総数（21,354,291株）に占める割合が約0.33%と希薄化の影響も軽微であることから、その内容は必要かつ合理的であり、相当であると判断しております。

なお、現在の取締役は5名（うち社外取締役4名）であり、本制度の対象となる取締役は5名であります。本臨時株主総会における第1号議案「取締役2名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、新たに選任されるのは社外取締役であるため、本

制度の対象となる取締役の員数は7名（うち社外取締役6名）となります。

2. 本制度の概要

本制度は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役による金銭の払込み等を要しないで、事前交付により当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を発行又は処分し、割当てを行う譲渡制限付株式報酬制度です。

（1） 本制度に基づく報酬額及び株式数の上限

本制度に基づき、金銭の払込み等を要しないで新たに対象取締役に交付する当社株式の報酬額の総額は年額140,000千円以内（うち社外取締役分は年額70,000千円以内）、交付する当社株式の総数は、1事業年度当たり70,000株以内（うち社外取締役分は年35,000株以内）といたします。（※ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社株式の株式分割又は株式併合等が行われた場合には、当該総数および調整前の金銭的価値を合理的な範囲で調整します。）また、各対象取締役に交付する当社株式の具体的な報酬額の算定に当たっては、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲で決定いたします。本制度に基づく各対象取締役への具体的な交付時期及び配分につきましては、独立社外取締役が委員長を務める「指名報酬委員会」における慎重な審議・答申を経て、取締役会において決定いたします。

（2） 本制度における当社株式の交付条件等

本制度に基づく対象取締役への当社株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結することを条件といたします。

① 地位（在籍）の継続要件及び譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社株式（以下「本割当株式」といいます。）について、割当てを受けた日から3年間（又は当社の取締役若しくは執行役員その他当社取締役会で定める地位を退任する日までの期間のうち、取締役会が予め定める期間）、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものといたします。

② 譲渡制限の解除条件

原則として、対象取締役が上記①で定める期間中、継続して当社の取締役若しくは執行役員その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本

割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除するものいたします。

③ 死亡退任時又は組織再編等における特例取扱い

対象取締役が任期満了、死亡その他正当な理由により譲渡制限期間満了前に退任した場合、又は譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約若しくは当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等において当社の株主総会による承認を要しない場合は、当社の取締役会）において承認された場合には、取締役会が予め定める基準に従い、合理的に算定される数の本割当株式について、退任直後の時点又は当該組織再編等の効力発生日に先立つ所定の時点をもって、譲渡制限を解除いたします。

④ マルス・クローバック条項

上記①から③に基づき譲渡制限が解除されないこととなった本割当株式の全部について、当社はこれを当然に無償で取得（没収）いたします。また、対象取締役について、譲渡制限期間中又は譲渡制限解除後において、重大な会計上の修正、当社への重大な損害の発生、法令若しくは社内規程違反等の一定の非違行為が生じたと当社取締役会が認めた場合には、当社は、本割当株式の全部若しくは一部を当然に無償で取得（没収）し、又はすでに譲渡制限が解除された当社株式（これらに相当する金銭額を含みます。）の全部若しくは一部の返還を請求できるものいたします。

（ご参考）変更後の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めておりますが、本臨時株主総会において業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬に関する各議案をご承認いただくことを条件に、本制度に沿う内容に変更することとしており、変更後の決定方針の概要は以下のとおりとなります。

1. 基本方針及び報酬水準

当社の取締役の報酬は、当社の事業活動を担う優秀な人材の確保や動機付けに配慮し、その果たすべき機能・職責に十分に見合う報酬水準とします。具体的には、調査会社等が行っている役員報酬サーベイのデータをもとに、当社の時価総額（年度平均の時価総額）や業態等の職位毎のテーブルをベンチマークとして決定しております。

2. 報酬体系及び配分割合

業務執行を担う取締役の報酬については、単年度及び中長期の業績との連動性が高く、持続的な企業価値の向上を重視した報酬体系とし、「金銭報酬」に加え、株主価値との連動性をより重視した株式報酬として「業績連動型株式報酬及び譲渡制限付株式報酬」の双方から構成されます。各報酬の配分割合の決定方針については、原則として「金銭報酬65～90％：株式報酬10～35％」といたします。特に、経営の最高責任者である代表取締役に対しては、報酬総額に占める株式報酬の割合を他の取締役より高く設定することで、資本コストや株価を強く意識した経営を実践し、中長期的な株主価値の最大化を牽引する体制を明確にしております。なお、社外取締役については、独立した客観的な立場から実効性の高い監督機能を果たすという職務に鑑み、金銭報酬及び株主価値との一層の価値共有を目的とした「譲渡制限付株式報酬」を支給いたします。また、特定の重要事項を審議・検討する特別委員会等が設置され、社外取締役が当該委員に就任した場合には、その都度、稼働内容に応じて決定される「特別委員会参加手当（金銭報酬）」を、株主総会で承認された社外取締役に対する金銭報酬の総枠（年額4,000万円以内）の範囲内で支給することがあります。

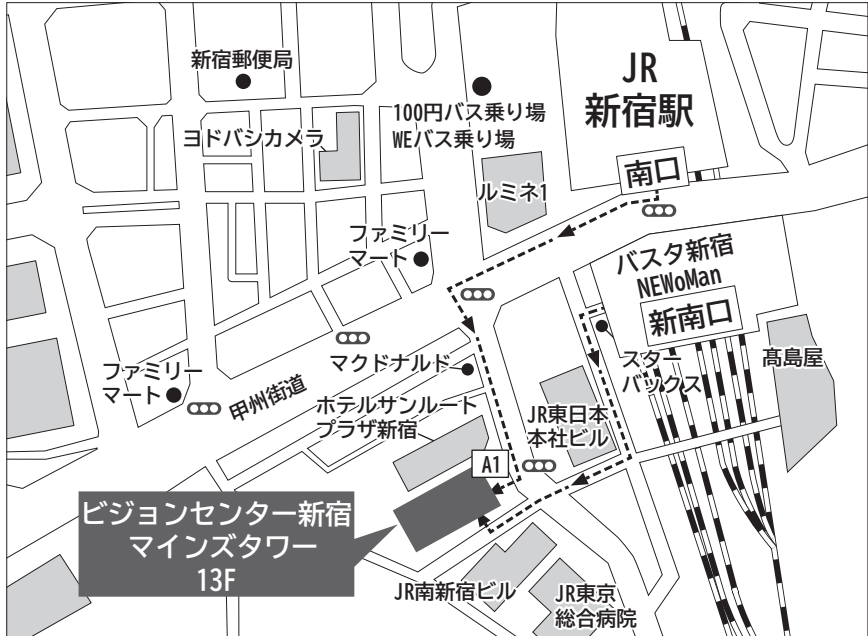
3. 決定プロセス

取締役の個人別の報酬等の決定にあたっては、客観性及び透明性を確保するため、過半数を独立社外取締役とし、委員長を独立社外取締役が務める「指名報酬委員会」に対しその決定を委任しており、同委員会にて審議・決定いたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区代々木二丁目1番1号
ビジョンセンター新宿マインズタワー13F 1301A+B
当日のお問い合わせ先 TEL 03-3342-0088（本社）



最寄り駅…

JR線

新宿駅下車 南口 徒歩5分

新南口 徒歩3分

都営大江戸線／都営新宿線／京王線

新宿駅下車 A1 出口 徒歩0分